

訪問看護利用契約書(介護予防・医療保険も含む)

重要事項説明書

当事業所は、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、以下の内容を説明させていただきます。

1.事業者の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 杏嶺会
所在地	愛知県一宮市富田字流筋1679番地 2
代表者名	理事長 上林 公子
電話番号	(0586)62-0002

2.事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション びさい
所在地	愛知県一宮市富田1718番地 1
管理者	炭竈 恵美子
電話番号	(0586)62-2225
指定番号	2362290914
開設年月日	平成 21 年 8 月 1 日
サービス提供地域	一宮市内・稲沢市祖父江町・片原一色町・西島・西島町・西島中町・清水郷西町・清水町・平江向町・中野川端町・一色竹橋町・一色巡見町・横野川原町・岐阜県羽島市竹鼻町

3.事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法(医療保険含)等関係法令及びこの契約書に従い利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう、訪問看護サービスを提供します。
運営の方針	24 時間体制で心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。 個々の主体性を尊重し、地域の保健・医療福祉の連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4.事業所の職員体制

- (1)管理者 1 名
- (2)看護師 2.5 名以上(常勤換算)
- (3)理学療法士 1 名以上
- (4)事務員 1 名以上

5.営業実施

営業日	月曜日～土曜日 ただし、日曜・祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除きます。
営業時間	・月曜日～金曜日午前 9 時～午後 5 時 ・土曜日午前9時～午後12時30分 営業時間外の訪問看護については別途定め対応します。

※緊急時訪問看護加算契約者に対しては、24 時間体制にて電話でのご相談及び、緊急時必要に応じて訪問します。

6.サービスの内容

医師の指示に基づき以下サービスを提供します。

- ①病状観察等(血圧・体温・脈拍等)②褥瘡等の予防・処置・体位変換③清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④カテーテル等の管理⑤認知症患者の看護⑥療養生活や看護方法の指導助言⑦リハビリテーション
- ⑧ターミナルケア⑨その他医師の指示による処置等

7.利用料

利用料は、別紙料金表に記載(医療保険の場合は各種保険内負担額)

介護保険で訪問看護サービスを利用する場合の自己負担額は、介護保険負担割合証に基づきます。但し、介護保険の支給限度を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した全額とします。

- ① 基本料金に対してサービス提供開始時間が早朝(午前6時～8時)・夜間(午後6時～10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲であれば介護給付の対象になります。医療保険も夜間・早朝・深夜加算(保険内)が算定されます。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
但し状況に応じて(緊急時訪問等)訪問することがありますので、その際はご利用者の了解を得ます。
- ③ 訪問看護計画書に基づいて初回利用する際と入院中・入所中に病院等とサービス調整に当たる際に加算が算定されます。
- ④ ターミナルケア加算は在宅での看取りを希望された利用者に対して、計画書に同意を得て、ターミナルケアを行った際に算定されます。

8.料金の請求及びお支払方法(契約書第5条)

支払い方法	支払い用件等	領収書
口座引き落とし	指定された口座引き落とし手続き完了後より、サービスを利用した月の翌月10日前後の訪問時に請求明細書をお渡しし、23日(土日祝日の場合は翌営業日)に引き落とします。	利用料の引き落としが確認出来ましたら、訪問時にお持ちします。

9.緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態の急変その他の緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡し主治医の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡すると共に管理者に報告します。

10.感染症蔓延及び災害発生時の対応

- ①感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない場合、災害時の情報、被害情報を把握し安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ②指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない場合は、感染症の拡大状況を把握し、予防策を講じて必要な訪問を行います。

11.虐待防止のための措置

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という)を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12.事故発生時の対応

- ①訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ②利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13.サービスの利用に関する留意事項

- ①お茶やお菓子など、お心付けは一切不要です。
- ②大切なペットを安全に守るためにも、ゲージに入れる等の、ご協力をお願いします。
- ③見守りカメラ設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じ事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- ④ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除することもあります。
- ① 交通渋滞、緊急訪問対応等により、訪問時間が遅れる時は、ご連絡させていただきます。ご協力をお願いします。
- ⑥健康増進法「受動喫煙防止」のため、訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

14.その他

- ①訪問看護指示書発行の際に一部負担額が生じますのでご了承お願い致します。
- ②利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することが出来ます。
- ③予定した訪問看護ができない場合は予め電話等にて調整連絡させていただきます。
- ④理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに訪問しております。

15.サービスに関する相談・苦情の受付について

①当事業所

訪問看護ステーションびさい	担当者 管理者・炭竈 恵美子 受付時間 9:00～17:00 電話番号 (0586)62-2225
---------------	---

②行政機関その他苦情受付機関

一宮市役所 福祉部 介護保険課 介護保険グループ	所在地 一宮市本町2丁目5番6号 受付時間 8:30～17:15 電話番号 (0586)85-7017
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情調査係	所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 受付時間 9:00～17:00 電話番号 (052)971-4165
羽島市役所 健幸福祉部 高齢福祉課	所在地 羽島市竹鼻町55番地 受付時間 8:30～17:15 電話番号 (058)392-9932
羽島郡笠松町役場 住民福祉部 健康介護課	所在地 羽島郡笠松町司町1番地 受付時間 8:30～17:15 電話番号 (058)388-7171
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 受付時間 9:00～17:00 電話番号 (058)275-9826

